

# 十日町病院個人情報保護取扱要領

## 1 目的

この要領は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号、以下「法」という。）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（令和 4 年 1 月、個人情報保護委員会）、「新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例」（令和 4 年新潟県条例第 32 号）、「新潟県個人情報保護事務取扱要綱」（平成 17 年 6 月新潟県、以下「要綱」という。）及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月、個人情報保護委員会・厚生労働省）に定めるほか、個人情報保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

なお、医療情報システムに関する事項については、「総合医療情報システム (HIS) 運用管理規程」（総合医療情報システム管理委員会）によるものとする。

## 2 保有制限

### (1) 利用目的

当院において個人情報を保有する利用目的は別紙のとおりとする。

### (2) 利用目的の明示方法

院内掲示、病院ホームページへの掲載等により明示する。

## 3 利用及び提供の制限

1 (1) の利用目的以外の目的のために、個人情報を利用、提供できない。ただし、以下の場合は、例外的に利用、提供することができる。

<p>●法令に基づく場合【法第 69 条第 1 項】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・会計検査院法第 24 条～第 28 条（帳簿等の提出要求）</li><li>・刑事訴訟法第 197 条第 2 項（捜査関係事項照会）</li><li>・弁護士法第 23 条の 2（弁護士照会）</li><li>・民事訴訟法第 223 条第 1 項（裁判所の文書提出命令）、第 226 条（文書送付嘱託） 等</li></ul>
<p>●本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。【法第 69 条第 2 項第 1 号】</p>
<p>●行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。【法第 69 条第 2 項第 2 号】</p>
<p>●他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。【法第 69 条第 2 項第 3 号】</p>
<p>●前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。【法第 69 条第 2 項第 4 号】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・緊急に輸血が必要な場合に当該個人の血液型を医師に知らせる場合</li><li>・災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合 等</li></ul>

#### 4 個人情報ファイル簿

個人情報ファイル簿の作成、公表等については、要綱第4による。

#### 5 開示

##### (1) 診療情報の提供

「新潟県立病院における診療情報の提供に関する指針」（平成14年6月新潟県病院局）に基づき提供する。ただし、指針に基づく提供申出がない場合でも、診療行為の一環として、患者等に対して必要な範囲で診療情報を提供することを妨げない。また、法第76条による開示請求を妨げない。

##### (2) 診療情報以外の開示

法第76条による保有個人情報の開示請求、決定等については要綱5による。

#### 6 訂正

保有個人情報の訂正請求、決定等については、要綱第6による。

#### 7 利用停止

保有個人情報の利用停止請求、決定等については、要綱第7による。

#### 8 審査請求

開示決定、訂正決定及び利用停止決定等に対する審査請求については、要綱第8による。

#### 9 個人情報の取扱い

##### (1) 適正管理

個人情報については、正確かつ最新の状態に保ち、個人情報の漏洩、紛失、破壊、改ざん又は患者さんの個人情報への不正なアクセスを防止するよう努めること。

##### (2) 院外持ち出し

診療記録等の保有個人情報については、原則として院外に持ち出してはならない。職務遂行上やむを得ず持ち出す場合は、病院長の許可を得ることとする。

#### 10 業務委託

個人情報取扱事務を委託する場合は、「新潟県個人情報取扱事務委託基準」（平成11年3月）により、委託先を選定し、契約書に受託者が遵守すべき特記事項を記載する。

#### 11 医療技術実習生等

医療技術習得のための実習生、職場体験学習の学生等の受入れにあたっては、個人情報保護に関する法令の順守及び守秘義務に係る誓約書を徴取する。

#### 12 漏えい発生時の対応

(1) 個人情報に係る情報漏えい等の事故が発生した時は、各セクション長は被害

の拡大防止及び復旧等のため、直ちに必要な措置を講ずるものとする。また、事故発生の際、被害状況等を速やかに病院長（庶務課）に報告する。

- (2) 病院長は、「事件・事故の迅速・厳正な調査及び報告について」（平成13年7月6日県病局第449号）により、病院局長（総務課総務係）へ報告する。また、必要に応じて、要綱第2により、法務文書課長、個人情報保護委員会へ報告する。

### 13 苦情・相談

個人情報の取扱いに関する苦情・相談等は、各セクション長及び事務長補佐が担当する。

### 14 個人情報保護に関する検討組織

所管事項	検討組織
診療情報の提供、開示に関する事項	診療録管理委員会
医療情報システムに関する事項	総合医療情報システム管理委員会
その他	管理会議

#### 附則

この要領は、令和5年10月10日から施行する。

## 別紙

### 1 院内での利用

- ・ 患者様に提供する医療サービス
- ・ 医療保険事務
- ・ 入退院等の病棟管理
- ・ 会計・経理
- ・ 医療事故等の報告
- ・ 患者様への医療サービスの向上
- ・ 院内医療実習への協力
- ・ 医療の質の向上を目的とした院内症例研究
- ・ その他、患者様に係る管理運營業務

### 2 院外への情報提供としての利用

- ・ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ・ 他の医療機関等からの照会への回答
- ・ 患者様の診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ 検体検査業務等の業務委託
- ・ ご家族等への病状説明
- ・ 保険事務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプトの提供
- ・ 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・ 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知
- ・ 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門団体、保険会社等への相談又は届出等
- ・ 医療の質の向上、経営改善を目的とした院外症例研究、評価事業
- ・ その他、患者様への医療保険事務に関する利用

### 3 その他の利用

- ・ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 外部監査機関への情報提供